

農地転用許可申請に係る本人確認書類について

農地転用許可申請に当たっては、申請書への押印を省略できますが、省略した場合には、本人確認書類の提示又は写しの提出が下記のとおり必要です。

記

1 本人申請の場合（申請人本人が農業委員会窓口で提示）

【1点でよいもの】

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等

【2点必要なもの】

健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等

2 代理申請の場合（申請人の本人確認書類の写しを提出）

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード、特別永住者証明書、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち2点の写し

3 申請者が法人の場合は、添付書類中の登記事項証明等により確認します。

4 必要に応じて農業委員会事務局や埼玉県が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。